

Q&A


Q1 なぜプラスチック製容器包装と製品プラスチックをまとめて出すのですか？
モデル事業をする目的は？

A1 プラスチック資源の回収量の拡大を目指して、まとめて出すことによる分別のわかりやすさと、効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するために実施します。

Q2 どのように出したらいいですか？

A2 緑色のプラスチック製容器包装用の指定袋に、従来のプラスチック製容器包装と製品プラスチックをまとめて入れて、今までどおり資源化物ステーションに出してください。
指定袋(大)1セット5枚入を同封していますので、ご活用ください。

Q3 どのようなプラスチックでも出してもいいですか？

A3 プラスチックだけでできているもので、市の指定袋に入る大きさのもの、かつ1辺が50cm未満のプラスチックを出してください。指定袋に入らないものは割るか切るなどして入れていただいて構いませんが、その際、けがをしないように気を付けてください。
また、製品プラスチックにはプラマークはありませんが、プラスチックだけでできているものであれば出すことができます。

Q4 プラスチックだけでできているものかどうか判断できない場合はどうすればいいですか？

A4 電気式や機械式など内部に金属や電池類があると思われる場合は、出さないでください。ご不明な場合は、循環社会推進課(☎093-582-2187)までお問い合わせください。

Q5 出してはいけないプラスチックはどのようなものですか？

A5 金属や電池類などプラスチック以外のものを含んでいるものは出せません。分解してプラスチックのみの部分であれば出せます。
リチウムイオン電池等の充電式電池や灯油缶等の危険物は収集運搬中や工場での選別作業中の火災の原因となりますので、**絶対に出さないで**ください。

Q6 土がついたプリンターや、シールなどが付いているものも出していいですか？

A6 プラスチック以外の不純物が付着したままだと、資源としてリサイクルすることができません。可能な範囲で土などを落としてから出してください。
また、ラベルやシールなど、簡単にはがれるものは、取ってください。はがれにくいものは、無理にはがさなくてけっこうです。

Q7 集めた製品プラスチックはどのようにリサイクルされるのですか？

A7 市の選別施設で選別を行ってから、リサイクル事業者で、プラスチックの原料等に再資源化する予定です。

Q8 モデル事業が終了した後も製品プラスチックを出してもいいですか？

A8 今回のモデル事業は表記している4日間のみです。モデル事業終了後、製品プラスチックは、緑色のプラスチック製容器包装用の指定袋ではなく、**青色の家庭ごみ用指定袋**に入れて出してください。



北九州市からのお知らせ

若松区高須東1丁目～4丁目の皆様へ

『やってみよう! 製品プラスチック回収モデル事業』へのご協力をお願い

**下記の期間はプラスチック資源を
まとめて回収します!**

モデル事業を行う期間

(令和4年 7月19日(火)～8月9日(火))
回収日:7月19日、26日、8月2日、9日の4日間

期間中のプラスチックの出し方

従来の**プラスチック製容器包装**と
今回新たに回収する**製品プラスチック**をまとめて
緑色のプラスチック製容器包装用の指定袋に入れて
収集日(毎週火曜日)に出してください。



【まとめて出せるプラスチック】

- ・プラスチックだけでできているもの
- ・金属やゴムの部分、電池などが含まれないもの
- ・指定袋に入る大きさのもので、1辺の長さが50cm未満のもの



お問い合わせ先

●本モデル事業に関すること
北九州市環境局循環社会推進課
☎093-582-2187

●プラスチックの収集運搬に関すること
北九州市環境局業務課
☎093-582-2180

『やってみよう! 製品プラスチック回収モデル事業』へのご協力をお願いします

令和4年7月19日(火)・26日(火)・8月2日(火)・9日(火)の4日間 プラスチック資源をまとめて回収します!

従来のプラスチック製容器包装と今回新たに回収する製品プラスチックをまとめて
緑色のプラスチック製容器包装用の指定袋に入れて出してください。

8月10日(水)以降は、
製品プラスチックは
青色の家庭ごみ用の
指定袋で
出してください。

<対象となるプラスチック資源の例>

プラスチックだけでできているもので金属の部品やゴム、電池などが含まれないもの。指定袋に入る大きさで、1辺の長さが50cm未満のもの



まとめて入れてください



<回収できない物の例>

それぞれの出し方は分別大事典、ホームページ等をご覧ください。



特に注意

発火、けがなどの危険性があるもの

その他プラスチック以外を含む製品

50cm以上のもの

充電電池・電池類

小型電子機器

危険品

